

誘導施策について

誘導施策（案）

都市機能誘導区域	<p>国が直接行う施策 機能誘導区域内への移転誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税制の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。 ●金融上の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が講じられており、誘導施設を対象に支援限度額が引き上げられます。
	<p>国の支援を受けて行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会資本整備総合交付金の活用
	<p>市独自の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一定の基準に基づき、土地の有効利用を推進するための用途地域の見直し ●誘導施設の立地に際して届出制度の活用 ●土地・空き家の有効活用 ●空き家等対策計画との連携を図り、空き家バンクを活用し、空き家を利活用する際の補助・誘導施設整備のための除却に対する補助等について検討します。 ●公的不動産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約、再配置等で生まれた余剰地を積極的に活用します。
居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家や空き地への誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・特に利便性の高い地区への誘導を図るため、空き家や空き地の利活用を図る誘導策を検討 ●空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加による居住環境の悪化を抑制し、良好な居住環境を確保するため、特定空家への対応を検討するとともに、空き家や低未利用地を活用した居住の可能性を検討します。 ●豊明の魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も住み続けてもらえるよう、また市外からも豊明で生活したいと考えてもらえるよう、内外に向けた魅力発信を継続的に行う。 ●誰もが安心して子供を産み、子育てに夢や希望を持つことができるよう子育て環境整備に努めます。 ●まちの魅力を高める交通結節点・乗換拠点の整備を図ります。 ●地域ニーズに対応した持続可能な地域内交通の整備やバス路線の確保に努めます。 ●基幹的な公共交通サービスレベルの確保に努めます。 ●まちなかへの住み替え支援の検討（検討施策） <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかに転居された高齢者の郊外の持ち家を賃貸する場合に、リフォーム等の費用に対する補助について検討を進める。 ●公的不動産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共用地や公共施設の集約、再配置等で生まれた余剰地を積極的に活用します。

愛知県内他市町の誘導施策事例

No	市町	ページ
1	豊橋市	P3
2	岡崎市	P4～7
3	刈谷市	P8, 9
4	小牧市	P10
5	知立市	P11
6	春日井市	P12
7	豊川市	P13, 14
8	東海市	P15
9	豊田市	P16, 17
10	東郷町	P18～20

都市機能誘導区域	<p>国が直接行う施策</p> <p>①税制の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘導施設に対する税制上の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例（80%課税繰り延べ） ・誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例（居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合の買換特例 所得税 100%等） ・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例（所得税（個人住民税） 軽減税率 原則 15%（5%）→2,000 万円以下 10%（4%）等） ・都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例（10分の7） <p>②金融上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間都市開発促進機構による金融上の支援措置 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を対象に支援限度額の引き上げ
都市機能誘導区域	<p>国の支援を受けて行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会資本整備総合交付金（都市再構築戦略事業・市街地再開発事業）の活用（豊橋駅前大通二丁目地区） ●誘導施設の整備における都市機能立地支援事業の活用
都市機能誘導区域	<p>市独自の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街地再開発事業、優良建築物等整備事業については、都市機能誘導区域に限定 ●都市機能誘導区域に限定した市街地再開発事業等に関する補助を実施 ●都市機能誘導区域においてテナントオフィス誘致補助金にインセンティブを付与（通常の補助率 1/2 に対して、都市機能誘導区域内 2/3） ●一定の基準に基づき土地の有効・高度利用を推進するための容積率規制の緩和（豊橋駅西口付近について H30.7 告示） ●一定の基準に基づき、土地の有効利用を推進するための用途地域の見直し ●誘導施設の立地に際して届出制度の活用
居住誘導区域	<p>○新たな住宅用地の供給</p> <p>①現在、市内において3箇所の土地区画整理事業を展開中（※数字は事業計画年度） ⇒牟呂坂津地区（H35 年度 21ha）、牛川西部地区（H35 年度 43ha）、柳生川南部地区（H33 年度 66ha） 合計で 3,000 戸ほど</p> <p>②市街地再開発事業（豊橋駅前大通二丁目地区）において都心居住を推進（約 200 戸）</p> <p>③南栄地区における、民間開発による住宅供給（平成 31 年分譲開始予定 約 400 戸）</p> <p>④市営城山住宅にて、16 棟 96 戸の住宅を用途廃止し、今後利活用を図る</p> <p>○空き家や空き地への誘導</p> <p>上記のように特に平成 31 年以降、大規模な住宅供給が見込まれるが、特に利便性の高い地区への誘導を図るため、空き家（平成 25 年 13.3%）や空き地の利活用を図る誘導策を検討（住宅マスタープランと連携）。</p> <p>○雇用の場の確保</p> <p>本市で暮らし続けられるよう雇用の場を確保するため、市内事業者への支援に加え企業誘致の促進を引き続き実施。</p> <p>○豊橋の魅力発信</p> <p>豊橋に今後も住み続けてもらえるよう、また市外からも豊橋で生活したいと考えてもらえるよう、内外に向けた魅力発信を継続的に行う。</p>

【都市拠点①東岡崎駅周辺】

都市機能誘導区域	<p>1) 機能誘導区域内への移転誘導</p> <p>■税制の特例</p> <p>○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。</p> <p>■金融上の特例</p> <p>○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が講じられており、誘導施設を対象に支援限度額が引き上げられます。</p>
	<p>1) 誘導施設の整備</p> <p>○北東街区における誘導施設整備への都市機能立地支援事業補助金活用の他、公的不動産の活用による整備を促進するため、社会資本整備総合交付金を活用します。また、市街地再開発事業及び新たな都市機能立地支援事業活用による補助を検討します。</p>
	<p>1) 誘導施設整備への支援</p> <p>○北東街区を始めとして、公的不動産を活用した商業施設等の都市機能誘導を推進するため、定期借地制度を活用した誘導を図ります。</p> <p>○太陽の城跡地、(仮称)岡崎セントラルアベニュー(中央緑道、籠田公園、(仮称)乙川人道橋)などの公的不動産の活用を検討します。</p> <p>2) まちづくりに関する施策</p> <p>■都市計画による誘導</p> <p>○既存地区計画(明大寺本町地区)による規制・誘導を継続し、にぎわいや交流をもたらします。</p> <p>○駅周辺部の高度利用化に応じて地区計画等について検討します。</p> <p>■土地・空き家の有効活用</p> <p>○空き家等対策計画との連携を図り、空き家バンクを活用し、空き家を利活用する際の補助・誘導施設整備のための除却に対する補助等について検討します。</p> <p>○民間主導の空き家等の活用を推進するため、「現代版家守」の育成を促すリノベーションまちづくりを推進します。</p> <p>■観光・交流の活性化</p> <p>○乙川リバーフロント地区の豊富な公共空間を活用する、(仮称)乙川人道橋、籠田公園、図書館交流プラザらぶら等の各拠点における公民連携プロジェクト(QURUWAプロジェクト)を実施することにより、主要回遊動線QURUWAの回遊を実現させ、波及効果としてまちの活性化(暮らしの質の向上・エリアの価値向上)を図るQURUWA戦略(乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画)を推進しています。また各公共空間拠点を活かした公民連携プロジェクトでは、新たな交流・にぎわいを生み出し、観光産業の創造を図ります。</p> <p>○集客交流が見込まれるコンベンション機能を有する複合施設の誘致について検討します。</p> <p>■市街地環境の整備</p> <p>○ユニバーサルデザインに配慮した休憩所、バリアフリー対応トイレ、案内看板等の整備を進めます。</p> <p>○歩行者優先の交通環境の形成のため、無電柱化、(仮称)乙川人道橋、乙川プロムナードの整備を進めます。</p> <p>○東岡崎駅利用者の利便性や安全性を向上させるため、駅舎の橋上化、自由通路、駅前・交通広場、ペDESTリアンデッキ、自転車・原動付自転車駐車場の整備を進めます。</p> <p>○中央緑道や乙川河川緑地、籠田公園など民間利活用の促進にむけた公共空間のリノベーションにより、エリアの魅力と価値の向上を図ります。</p> <p>3) その他</p> <p>○届出制度を活用し、都市機能誘導を図ります。</p> <p>○QURUWA戦略(乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画)に基づき、デザイン会議等を通じて、公的不動産の有効活用など民間主体の公民連携事業により、収益性を兼ねた持続可能なまちづくりを展開していきます。</p>

【都市拠点②岡崎駅周辺】

都市機能誘導区域	<p>1) 機能誘導区域内への移転誘導</p> <p>■税制の特例 ○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。</p> <p>■金融上の特例 ○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が講じられており、誘導施設を対象に支援限度額が引き上げられます。</p>
	<p>1) 誘導施設の整備</p> <p>○交流拠点における誘導施設整備への都市機能立地支援事業補助金活用の他、公的不動産の活用による整備において社会資本整備総合交付金を活用します。また、新たな都市機能立地支援事業活用による補助を検討します。</p>
	<p>1) 誘導施設整備への支援</p> <p>○公的不動産を活用した商業施設や医療施設等の都市機能誘導を推進するため、定期借地制度等を活用した誘導を図ります。</p> <p>○岡崎駅南土地地区画整理事業の進捗により増加が見込まれる岡崎駅西口利用者に対応するため、西口駅前広場をはじめとする公的不動産の活用を検討します。</p> <p>2) まちづくりに関する施策</p> <p>■都市計画による誘導 ○既存地区計画（岡崎駅南地区）による規制・誘導を図ります。</p> <p>■土地・空き家の有効活用 ○空き家等対策計画との連携を図り、空き家バンクの設置・空き家を利活用する際の補助・誘導施設整備のための除却に対する補助等について検討します。</p> <p>■観光・交流の活性化 ○シビックコア地区整備計画に基づき、北端の「シビックプラザ」と南端の「シビックコア地区交流拠点」を結ぶ軸上にクラスター（ぶどうの房）状の「民間拠点開発」と「望ましい民間建築物」等を誘導し、立地特性を活かした「回遊性」と「賑わい」のあるまちづくりを進めます。</p> <p>○シビックコア地区整備計画に沿った魅力的な街並み形成に寄与すると認められる建築活動に対して助成を行い、良好な市街地環境の形成を図ります。</p> <p>○集客交流が見込まれるコンベンション機能や飲食物販機能を有する複合施設によるにぎわいづくりを創出します。</p> <p>■市街地環境の整備 ○現在施行中の岡崎駅東土地地区画整理事業、岡崎駅南土地地区画整理事業及び岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業を推進するとともに、良好な市街地環境の形成を図ります。</p> <p>○歩行者優先の交通環境の形成のため、無電柱化の整備を進めます。</p> <p>○岡崎駅利用者の利便性や安全性を向上させるため、ペDESTリアンデッキと自転車・原動機付自転車駐車場の整備を進めます。</p> <p>○オープンスペースの創出のため、公園の整備を進めます。</p> <p>3) その他 ○届出制度を活用し、都市機能誘導を図ります。</p> <p>○出合いの駅おかざき推進協議会等のまちづくりに係る取り組みと連携しながら、岡崎駅周辺のまちづくりを進めます。</p>

①居住誘導区域における誘導施策

- 生活の利便性、暮らしやすさの向上、まちの魅力の向上
 - 地区計画・建築協定による住環境の保全に努めます。
 - 拠点づくりと魅力ある市街地形成のため基盤整備に努めます。
 - 生産緑地制度の活用による都市内農地保全を行い、潤いある環境づくりを進めます。
 - 生垣、屋上・壁面緑化、空地・駐車場緑化等による良好な住環境を形成します。
 - 魅力ある生活空間の形成を図るため、道路、広場・公園などの整備を促進します。
 - 低所得者の暮らしやすさ向上のための市営住宅の維持に努めます。
 - 誰もが安心して子供を産み、子育てに夢や希望を持つことができるよう子育て環境整備に努めます。
 - 豊かな暮らしを支えるにぎわいのある商店街の実現のため、中心市街地と観光が連携したまちづくりや、地域商店街として十分な商業機能が集積する魅力的なまちづくりを図ります。
 - 子どもの読書習慣の形成を図るための地域図書室の充実に取り組みます。
 - 大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域による歴史的眺望の保全と景観の創出を図ります。
 - 歴史的風致の維持向上に取り組みます。
 - 既存ストックを活用した暮らし
 - 活用されていない空き家について地域の活性化を目的とした空き家の利活用に取組みます。
 - 空き家、跡地の適切な土地利用を促進するための取組を検討します。
 - 災害につよいまちづくり
 - 地震に備え建物の耐震化やブロック塀の撤去を促進します。
 - 避難路確保、消防活動の円滑性を確保するため狭あい道路の整備を促進します。
 - 災害発生時に備え、自主防災組織の支援・育成に努めます。
 - 防災マップを配布し、市民啓発の充実を図ります。
 - 民地での雨水貯留浸透施設の設置促進に努めます。
 - 水害リスク情報等を活用した水害防止対策（自助・共助活動）を促進します。
 - 矢作川をはじめとする国県管理河川の改修の促進を図ります。
 - インフラの耐震化に努めます。
 - 高齢者・障がい者の暮らしやすさの向上
 - 歩行者空間のユニバーサルデザインを推進します。
 - 高齢者、障がい者が自立して暮らせる住まいが確保されるよう高齢者・障がい者向けの住宅供給や居住支援の充実等を推進します。
 - まちの魅力を高める交通結節点・乗換拠点の整備を図ります。
 - 地域ニーズに対応した持続可能な地域内交通の整備やバス路線の確保に努めます。
 - 基幹的な公共交通サービスレベルの確保に努めます。
 - 自転車・歩行者ネットワークの形成に努めます。
- ②居住誘導区域における誘導施策に加えて居住誘導重点区域における誘導施策
- 土地の高度利用化と高密度化による賑わいと居住の誘導
 - まちなか居住の受け皿となる中高層住宅の立地誘導のため、地区計画等による容積率の積み増し策を検討します。
 - 空き地、低利用な敷地の一体化により、土地の高度利用化を促進します。
 - 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給に資するため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を促進します。
 - まちなかにおける住宅の建設を促進するとともに、地域優良賃貸住宅の整備促進、空き家、遊休地などを活用した住宅供給を促進します。
 - 岡崎城跡とその周辺では、地形、歴史、文化の文脈にも基づき、景観施策の展開を取組みます。
- ③市域全体において取り組む施策
- 介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する地域活動団体の育成・支援を図り、住民主体の通いの場として介護予防の推進を図ります。
 - 住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット制度を推進します。

【準都市拠点・地域拠点】

都 市 機 能 誘 導 区 域	<p>1) 機能誘導区域内への移転誘導</p> <p>■税制の特例 ○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。</p> <p>■金融上の特例 ○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が講じられており、誘導施設を対象に支援限度額が引き上げられます。</p>
	<p>1) 誘導施設の整備</p> <p>○交流拠点における誘導施設整備への都市機能立地支援事業補助金活用の他、公的不動産を活用した周辺整備において社会資本整備総合交付金を活用します。また、新たな都市機能立地支援事業活用による補助を検討します。</p>
	<p>1) まちづくりに関する施策</p> <p>■公共交通の使いやすい暮らし ○誰でも使いやすい公共交通をめざし、市内バスネットワークを始めとした公共交通ネットワークの確保・維持・改善を図ります。 ○誰でも使いやすい公共交通をめざし、交通バリアフリー化を促進します。 ○まちの魅力を高める交通結節点・乗換拠点の整備を図ります。 ○地域ニーズに対応した持続可能な地域内交通の整備やバス路線の確保に努めます。 ○基幹的な公共交通サービスレベルの確保に努めます。</p> <p>■日常の生活のしやすさの向上 ○拠点づくりと魅力ある市街地形成のための基盤整備・施設整備に努めます。 ○歩行者空間のユニバーサルデザインを推進します。 ○魅力ある生活空間の形成を図るため、道路、広場・公園などの整備を促進します。 ○誰もが安心して子供を産み、子育てに夢や希望を持つことができるよう子育て環境整備に努めます。 ○豊かな暮らしを支えるにぎわいのある商店街の実現のため、中心市街地と観光が連携したまちづくりや、地域商店街として十分な商業機能が集積する魅力的なまちづくりを図ります。</p>

都市機能誘導区域	<p>国が直接行う施策</p> <p>①誘導施設に対する税制上の特例措置 ○都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置や民間事業者が誘導施設と合わせて整備した公共施設等に対する税制上の特例措置が設けられています。</p> <p>②民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ○都市機能誘導区域内への都市機能の地誘導を促進するため、民間都市開発促進機構による金融上の支援措置が講じられており、誘導施設を対象に支援限度額が引き上げられます。</p>
	<p>国の支援を受けて行う施策</p> <p>①誘導施設の整備 ○誘導施設の整備については、各計画における必要性を踏まえ、社会資本整備総合交付金等の国の支援措置を活用した補助について検討します。</p>
	<p>市独自の施策</p> <p>①まちづくりに関する施策 ○公共施設等総合管理計画や施設配置の見直しを踏まえ、民間施設の誘導など公的不動産を活用した都市機能誘導を検討します。 ○多世代が魅力を感じる施設の効率的な配置を目指し、誘導施設を計画する際は、くつろぎ、やすらぎが得られる交流スペースを併設するなど多様な機能を複合させることで施設の効果を最大限高めるよう検討するとともに用地の確保に向けて空き家や低未利用地の借るようを検討します。 ○誘導施設の立地ポテンシャルを高めるため、まちなかマネジメント構想や中心市街地の活性化とまちなか居住の促進をはじめとする中心市街地の活性化事業の推進により、中心市街地の魅力向上を図ります。 ○子育て世代や高齢者のまちへの愛着を醸成するとともに、中心市街地のさらなる魅力向上に向けて、亀城公園の再整備や歴史博物館の建設に取り組むとともに、文化財や産業遺産を含めた観光資源の発掘を行い、市内外に広く発信していきます。 ○様々な世代の人たちが誘導施設に容易にアクセスできるよう、鉄道駅等の交通結節機能の拡充やアクセス性の向上を図るとともに移動の円滑化に向けた道路や歩行空間を確保します。 ○公共交通の利便性向上や移動手手段の適正化に向けた方策を検討します。</p>

居住誘導区域	<p>①住宅地に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな住宅や住宅用地を創出するため、土地の高度利用や空き家等の有効活用の方策について検討します。 ○商業や福祉施設等の生活に必要な施設と住まいが一体となった利便性の高い複合施設の立地を促進する取り組みを検討します。 ○亀城公園周辺は、歴史的風致が残っており、旧城下町としての面影が感じられる地域となっていることから、歴史的建造物等を活かし、市民がまちへの愛着と誇りをもって暮らせるよう、まちなみ景観の形成について検討します。 ○土地利用計画制度の活用により、大規模工場周辺の住工混在地区に立地する既存工場の移転先となる工業用地を利便性の高い地域に創出し、立地の誘導を図ることで、住工混在地区の用途純化を図り、良好な居住環境を創出するとともに、不足する住宅用地の供給を促進します。 <p>②良好な住環境形成に関する施策</p> <p>(ア) 公共交通の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設等へ容易にアクセスできるよう、鉄道駅等の交通結節点機能の拡充やアクセス性の向上を図るとともに移動の円滑化に向けた道路や歩行空間等を確保します。(再掲) ○公共交通の利便性向上や移動手段の適正化に向けた方策を検討します。(再掲) <p>(イ) 居住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全に住み続けることができる住環境の創出をめざし、狭あい道路の拡幅等の道路の整備や緑地やオープンスペースの確保を目的とした公園整備等の都市基盤の整備を進めます。 ○快適で便利に住み続けることができる住環境の創出をめざし、公園の再整備や電線類地中化をはじめとした既存ストックの機能強化等、都市基盤のさらなる充実を図ります。 ○まちなかマネジメント構想を踏まえ、歴史や文化を感じることができるようなまちづくりを計画的に推進します。 <p>③子育て支援に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子育てしやすいまち」、「子どもを育てたいまち」の実現のため、保育園や子育て支援センター棟の子育てに関する施設やサービスの円滑な利用を促進する子育てコンシェルジュ事業の推進等、子育てニーズに対応した切れ目のない子育て支援・教育環境の充実を図るとともに、子育てと仕事を両立できる環境の整備を当該区域においても推進します。
--------	--

都市機能誘導区域	<p>国が直接行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税制の特例 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置 ●金融支援 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
	<p>国の支援を受けて行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘導施設の整備（都市再構築戦略事業） 小牧市民病院、小牧市立図書館の整備
居住誘導区域	<p>市独自の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共用地（遊休地）の活用検討（検討施策）※ 民間が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備しようとする場合に、市が保有する遊休地の活用（売却、賃貸等）について検討を進める。 ●誘導施設整備に対する支援の検討（検討施策）※ 民間が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備した場合に、施設運用費用などに対し補助金を交付するなどの支援策について検討を進める。 <p>ア 国の支援を受けて市が行う施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業 名鉄小牧線沿線における良好な住環境形成に向けた都市基盤整備（小牧岩崎山前、小牧文津、小牧南及び小牧小松寺土地区画整理事業） ●交通結節点整備事業 公共交通の利便性向上に向けた小牧駅、小牧口駅及び田県神社前駅や桃花台地内における駅前広場等の交通結節点の整備 <p>イ 市が独自に講じる施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年世代が住みやすい住環境の創出（若者世代が集まる魅力あるまちの創出）※1 名鉄小牧線沿線の市街地において、良好な住宅の供給を促進させるとともに、生活環境を改善し、若年世代が住みやすいまちづくりを進める。 ●既存補助制度の拡充検討（空き家活用・除却関連）（検討施策）※2 空き家住宅等の除却や活用に対する補助について検討を進める。 ●まちなかへの住み替え支援の検討（検討施策）※2 まちなかに転居された高齢者の郊外の持ち家を賃貸する場合に、リフォーム等の費用に対する補助について検討を進める。

都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 1. 都市基盤整備で生み出される空間活用による都市機能の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ①知立駅付近連続立体交差事業（～H35年度） ②知立駅周辺土地区画整理事業（～H38年度） <ul style="list-style-type: none"> 知立駅南上地区区画整理事業（計画中） ③知立駅北地区市街地再開発事業（～H30年度） <ul style="list-style-type: none"> 西新地地区市街地再開発事業（計画中） ④都市計画街路事業 2. 地域公共交通網形成計画などの策定による交通施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①地域公共交通網形成計画 ②地域公共交通再編実施計画 3. 公共施設再配置による都市機能の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ①複合化による新たな賑わいの創出 ②官民連携、広域連携の視点に立った施設整備および施設運営 4. 国の支援制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ①都市機能立地支援事業 ②都市再構築戦略事業 ③市街地再開発事業 ④都市再生整備計画事業の拡充 ⑤税制上の特例金融支援
----------	---

都市機能誘導区域	<p>○計画的な誘導施設の整備、民間開発等による誘導施設の立地支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金を活用し、誘導施設の計画的な整備や民間開発等による整備支援を行います。 <p><具体的な事業></p> <p>(鳥居松・JR春日井駅周辺都市機能誘導区域)</p> <p>「JR春日井駅周辺地区市街地総合再生計画」に伴う市街地再開発事業等により誘導施設の立地誘導を図ります。</p> <p>(高蔵寺駅周辺、高蔵寺ニュータウン都市機能誘導区域)</p> <p>「高蔵寺リ・ニュータウン計画」に基づく都市再構築戦略事業等により誘導施設の立地誘導を図ります。</p> <p>(神領駅周辺、名鉄春日井駅周辺都市機能誘導区域)</p> <p>土地区画整理事業等により誘導施設の立地誘導を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自の補助制度について検討します。 <p>○公的不動産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共施設の複合化により都市機能の立地誘導を図ります。 ・公共施設の集約、再配置等で生まれた余剰地を積極的に活用します。
居住誘導区域	<p>○計画的な生活基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金を活用し、居住誘導区域内における良好な住環境の整備や民間活力を活かしたまちづくり等による整備支援を行います。 <p><具体的な事業></p> <p>市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の促進</p> <p>公共下水道事業の促進</p> <p>○空き家、空き部屋の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな定住先を探す若い世代等に、空き家バンク等の活用により空き家や空き部屋等の既存住宅が円滑に活用されるように取り組みます。 <p>○公的不動産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共用地や公共施設の集約、再配置等で生まれた余剰地を積極的に活用します。

都市機能誘導区域	<p>①都市機能誘導区域外における届出制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。 <p>②国等の直接支援策の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置などの支援策等を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。 <p>③国の各種支援制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の各種支援制度を活用し、都市機能誘導区域の付加価値を高めるための都市空間やインフラ等の整備を円滑に推進するとともに、民間事業者による誘導施設の立地を促進します。 <p>④誘導施設へのアクセス利便性を高める交通空間整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺の都市空間の魅力向上とともに、公共交通の利用促進に向け、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節点の整備を推進します。 ・公共交通の利用促進に向け、交通結節点の利便性向上とともに、様々な交通手段で円滑・安全にアクセスできる道路・街路整備を推進します。 ・歩行者の安全とともに、自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の整備について検討します。 <p>⑤中心市街地の活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし空間や景観の整備等、にぎわいを創出するための複合的な取組みを関係者と協働で推進します。 <p>⑥市内事業者との協働によるにぎわい創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジとよかわ活性化事業により商業の活性化を図るとともに、イベントによるにぎわいづくりを推進します。 <p>⑦既存公共施設の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活を支える行政機能の効率化と魅力的な市民の交流の場を創出するため、豊川市公共施設適正配置計画に基づく施設の多機能化・複合化等を推進します。 <p>⑧にぎわいを創出する都市環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市空間としてにぎわいのある都市環境を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。 ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。 ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。 ・地域経済等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。
----------	---

居住誘導区域	<p>①居住誘導区域外における届出制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。また、より安心して生活していただけるよう、届出をした者に対して、本計画の位置づけや施策に関する情報提供等を積極的に行います。 <p>②空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加による居住環境の悪化を抑制し、良好な居住環境を確保するため、特定空家への対応を検討するとともに、空き家や低未利用地を活用した居住の可能性を検討します。 <p>③新設等住宅取得への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や既成市街地の空洞化に対応するため、他都市より水準の高い生活サービス充足率のさらなる向上や工業振興策による雇用創出等により、市外からの新たな定住者を確保することに加え、市外からの新たな定住者のうち、生活利便性の高い地域での新たな住宅取得者に対し、住宅の取得支援を行います。 <p>④魅力的な居住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地として便利で快適な居住空間を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。 ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。 ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。 ・通学路をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる歩行空間を確保します。 ・市民生活等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。 <p>⑤公共交通ネットワークの維持・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い生活環境を維持・確保するため、通院・買物目的の移動ニーズやまちづくりに合わせて、なるべく少ない乗換えて、中心拠点や地域拠点間を移動しやすい基幹路線の維持・改善を行います。 ・自動車が運転できない人も各地域拠点間を移動しやすい交通体系の構築を推進します。 ・地域路線の確保と活用に向けた地域住民の主体的な取組みを支援します。 <p>⑥使いやすい公共交通環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとってより使いやすい公共交通体系を構築するため、利用しやすい料金体系や公共交通案内の充実等のサービス改善を図ります。 ・公共交通サービスの維持・改善に向け、周知・広報活動等により公共交通の利用促進を図ります。 <p>⑦情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力とにぎわいのある安全・安心な本市での定住を促進するため、まちのにぎわいや防災等に関する情報を積極的に市民に周知を図ります。
--------	---

都市機能誘導区域	<p>(1) 賑わいと魅力ある空間形成 都市拠点都市機能誘導区域では、市の玄関口、市民生活の中心にふさわしい賑わいと魅力ある空間形成や生活サービス施設の維持・充実のため、誘導施設の活用、イベント等のソフト事業の展開が求められます。このため下記の検討をすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルや公共施設等を利用したコンベンション（会議、イベント等）の開催 ・オープンカフェ等の道路空間の有効活用 <p>(2) 新駅整備を契機としたまちづくり 保健医療福祉拠点都市機能誘導区域では、新駅の整備を契機としたまちづくりに取り組むため、施設立地にふさわしい都市基盤整備、誘導施設の適せるな誘導等が求められます。また、公共施設の再編とあわせて、介護予防教室や住民交流等のできる施設等により地域における福祉機能や居住機能の維持・充実が求められます。このため、下記の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新駅駅舎、駅前広場の整備 ・シルバーハウジング住宅整備（市営住宅の建て替えにあわせて） ・福祉機能向上や住民交流のための施設整備 ・商業施設の立地促進 等 <p>(3) 民間事業者への情報提供等 市町村が立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、一定の誘導施設に対して、国から民間事業者に対する直接支援の制度（「都市機能立地支援事業」等）や固定資産税等の減免等の特例措置があります。また、民間都市開発推進機構等による金融支援として、出資（「まち再生出資」等）や支援限度額の拡充等があります。こうした制度を活用するため、国と事業者との調整や情報提供に努めます。</p>
居住誘導区域	<p>(1) 公共交通の利便性向上 本市では、これまでも社会資本整備総合交付金等を活用して、市街地開発事業や公共施設整備等を進めてきました。今後は、特に公共交通の利便性向上により、子育て世代の誘導、高齢者等の暮らしやすさの向上を図るため、「東海市総合交通戦略」で位置づけられた施策等について、国の支援制度を活用して実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新駅周辺での都市基盤整備（新駅整備、駅前広場、連絡通路の整備等） ・既存駅における公共交通の利便性向上のための施策（駅やバス停の乗り換え機能強化、バリアフリー化の促進、アクセス路の整備、駅前広場の整備等） <p>(2) 住宅供給の促進 子育て世代の満足度向上と定住化促進、高齢者住み替え促進等により、全ての世代が安心安全で快適に暮らせるように、各分野との連携や支援等を活用しながら、住宅供給促進のための施策を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給のための調査（都市的利用がされていない低未利用地の把握、地権者等への意向調査等） ・住宅供給の促進（快適な住環境の整備、空き地の利活用等） <p>(3) 住みよいまちづくりの推進 既存の生活サービス施設の維持・充実による生活利便性の確保、公共施設の再編や福祉施設との連携に応じた施設の配置調整等、既存のインフラ施設を活用したまちづくりの推進を検討します。</p>

都市機能誘導区域

事業名	概要
新市街地整備事業	重点居住促進区域や新市街地区域での土地区画整理事業等
都市再生区画整理事業	活力あるまちづくりに向け、都市基盤の整備及び街区の再編により、地域特性等に応じて都市機能や生活機能の集積維持を図る
空間再編賑わい創出事業	空き地等の集約、そこへの医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業を支援
優良建築物等整備事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に向けて、優良建築物等の整備に対する支援
都市再構築型	まちの拠点となるエリアに商業等の施設を整備する事業、駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業
博物館整備事業	文化ゾーン構想に基づく新博物館の整備
都市再構築戦略事業	都市機能（医療・社会福祉・教育文化）を都市機能誘導区域内へ誘導するため、社会资本整備総合交付金により整備を支援
都市機能立地支援事業	市の支援として、民間事業者に対して公有地等の借料の減免や固定資産税等の減免等を行うとともに、都市機能（医療・社会福祉・教育文化）について都市機能誘導区域内で整備する民間事業者に対して支援

事業名	概要
都市機能の導入に係る用地取得に係る譲渡したものの課税の特例措置（税制）	民間誘導施設等整備事業計画（国交大臣認定）の都市機能の導入事業に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置（対象：所得税、法人税）
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例（税制）	都市再生推進法人に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置（対象：所得税、法人税）
人材育成支援事業（繁盛店経営者育成関係）	アドバイザー派遣により経営のノウハウや知識を提供
延長保育（時間外保育事業）の充実	早朝(7:30-8:30)、延長(15:00以降)において親の就労形態に応じた保育を実施する対象者の充実
病児・病後児保育事業	病気やけがの回復期のこども、回復期に至らないこどもを、集団保育が困難な期間に一時的に専用施設で預かるサービスで、保護者が就労等により自宅で安静・療養ができない事情にある児童が対象
地域型保育事業	19:00以降の保育実施等、こども園の補完的な保育サービスを提供 ※地域型保育事業：0～2歳児の保育を実施する定員19人以下の認可施設
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図る。
働き方改革推進事業	アドバイザー・講師の派遣、「仕事と家庭の両立」等の課題に関するセミナーの開催、女性の働く場としての環境整備(女性用設備等の整備など)、女性従業員の受入体制づくり、国の支援施策の紹介など
女性再就労支援事業	キャリアコンサルタントが就職先決定までサポート

事業名	概要
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	都市機能（医療・福祉等）の都市機能誘導区域への施設移転を促進するため、跡地の除却処分や緑地等整備等を支援
スマートウェルネス住宅等推進事業	高齢者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らせる住環境の実現のための施設整備を支援
スマートウェルネス拠点整備事業	住宅団地等での福祉施設（子育て支援施設等）の整備費に対する支援
都市再生推進法人による取組	まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営など
起業・創業支援事業	創業をめざす人への知識習得に関する支援や融資の信用保証料補助など
共生型サービスの創出	高齢者や障がい者、子どもに対して包括的に対応するため、福祉・子育て支援等の分野横断的な取組の推進に向けて、複数の都市機能等を備えた施設の立地を促す
私立園に対する施設整備費支援	受入定員の拡大を図るため、私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築等の施設整備に係る費用の助成
こども園での定員拡大	0～2歳児の受入枠の拡大のため、こども園の改築に対する支援、こども園分園の整備、幼稚園認可こども園の保育所認可化
企業立地奨励事業	—
企業立地奨励金	製造業、製品の製造に係るサービス業及び情報通信業、高度先端産業分野の事業等で、工場・研究施設・事務所の新増設等に対し、奨励金を交付
中小企業設備投資奨励金	企業立地奨励金と同じ事業で、中小企業が行う一定規模以上の設備投資に対し、奨励金を交付
企業立地マッチング	製造業等に係る工場・研究施設・事務所の立地を目的とし、用地等を求める企業と土地の利活用を求める不動産事業者等を仲介
ものづくりスタートアップ支援事業	ものづくり創造拠点にて、起業家等の交流を促す交流スペースを整備。スタートアップ企業と市内中小企業をマッチング、事業化まで継続的に支援
誘導施設とともに整備した公共施設・都市利便施設に係る課税の特例（税制）	民間誘導施設等整備事業計画（国交大臣認定）に位置付けられた、誘導施設整備に併せて整備した公共施設・都市利便施設に係る課税の特例措置（対象：固定資産税・都市計画税）

事業名		概要	実施状況※
< 重点居住促進区域での居住人口の集積に向けた施策・事業 >			
新市街地整備事業	重点居住促進区域や新市街地区域での土地区画整理事業等		
都市再生区画整理事業	都市基盤の整備及び街区再編による、土地の有効利用の促進と安全で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再構築（四郷、土橋、寺部、花園、若林、上豊田、八草、御幸・前田）		○
優良建築物等整備事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に向けて、優良建築物等の整備に対する支援		▲
優良再開発型（共同化タイプ）	敷地の共同化による建築物の整備		
都心環境計画に位置付けられた事業	空間整備（豊田市駅東口駅前・まちなか広場、豊田市駅東口・西口ペDESTリアンデッキ、歩車共存道路、豊田市駅西口バスターミナル、豊田市駅、新豊田駅西口・東口駅前広場、サイン施設等の都心再整備）及びこれらの空間活用に向けた取組		▲
バリアフリー環境整備促進事業	高齢者等に配慮したまちづくりを推進するため、高齢者等の快適かつ安全な移動の確保のための施設整備等を促進		▲
スマートウェルネス住宅等推進事業	高齢者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らせる住環境の実現のための施設整備を支援		○
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	サービス付き高齢者向け住宅等の整備費への支援		
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例（税制）	都市再生推進法人に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置（対象：所得税、法人税）		○
土地利用規制の検討	居住集積を促進するため、土地利用の高度化に向けて土地利用規制について検討		▲
事業名		概要	実施状況※
< 居住促進区域での居住人口の維持に向けた施策・事業 >			
地域優良賃貸住宅整備事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に向けて、住宅の整備費用を支援		○
すこやか住宅リフォーム助成事業	高齢者向けのバリアフリー化（手すり設置等）等への助成		○
住まい総合支援事業	多様な定住・居住ニーズに寄り添った支援体制を構築し、市民の住生活に係るワンストップサービスの展開を推進		○
定住促進プロモーション事業	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさのPRを実施		○
「食」の自立支援事業（配食サービス）	栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を目的とし、身体的な理由等で調理が困難な単身高齢者及び障がい者等へ配食サービスを実施		○

居住誘導区域

都市機能誘導区域	<p>(1) 本町の魅力拠点の形成に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘導施設の整備 本町の魅力拠点の形成を促進していくため、必要に応じて国の支援措置を活用した誘導施設の整備について検討します。 ●町が保有する土地・建物の有効活用 新たな誘導施設を整備する際は、公共施設の統廃合等で生じる土地・建物の有効活用について検討します。 ●公共施設の拠点への集約・再編 都市機能誘導区域内に都市機能の集積・強化を図るため、公共施設等の更新の際には、東郷町公共施設等総合管理計画に基づく施設の複合化、多機能化等について検討します。 <p>(2) 高齢者も安心して暮らせる生活利便性の確保に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活サービス施設の集約・拠点化 高齢者も安心して暮らせるよう、都市機能誘導区域内での日常的な生活サービス機能の充実・維持における国の支援制度の活用について検討します。 ●公共交通による拠点の利便性の向上 都市機能誘導区域内に整備予定のバスターミナルにより、拠点へのアクセスを確保し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。 <p>(3) 環境都市の構築に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行者空間の整備 車に過度に頼らない環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、都市機能誘導区域内の歩きやすい歩行者空間の整備について検討を進めます。 ●市街地整備における環境への配慮（緑化など） 環境都市の構築のため、徒歩圏に都市機能と公共交通を有するまちづくりとあわせ、CO2 排出量の抑制効果が期待できるみどりの保全・創出・育成について、都市機能誘導区域内での取組を進めます。
----------	---

(1) 本町の魅力拠点の形成に関する施策

●質の高い居住環境の確保・整備

都市機能が集積する都市拠点周辺においては、東郷中央土地区画整理事業に伴う優良な宅地の整備を進めるとともに、良好な居住環境の維持、新たな定住者が定住しやすい居住環境づくりの取組を検討します。

●拠点における電線地中化（名古屋春木線）

拠点地区にふさわしい魅力ある居住環境を形成するため、東郷中央土地区画整理事業地内における都市計画道路名古屋春木線の電線地中化を図ります。

●保育園の改修等

子育て世代が安心して居住誘導区域に定住できるよう、既存の保育園の維持・改修について検討を進めます。

●小規模保育所に対する支援

子育て世帯の移住が予想される東郷セントラル地区においては、新規の小規模保育所に対する支援などについて検討を進めます。

●シティプロモーションの推進

拠点の都市機能の集積や生活利便性の高い居住環境のPRによる効果的なシティプロモーションを推進します。

(2) 高齢者も安心して暮らせる生活利便性の確保に関する施策

●公共交通ネットワークの再編

公共交通の利便性の向上、利用促進を図るため、バスターミナルの整備にあわせた巡回バス路線網の再編を検討します。

●公共交通のサービス水準の向上

高齢者も安心して暮らせるよう、公共交通のサービス水準の維持、改善について検討します。

●バスターミナル整備による交通結節機能の強化及び効率的な拠点間の移動確保

通勤・通学の利便性を向上させるため、鉄道駅、東郷セントラル地区及び交通結節点を行き先とした路線設定、通勤通学及び帰宅時間帯でのサービス提供、鉄道や生活交通路線との乗り継ぎ利便性の確保に留意したダイヤ設定を検討します。

●災害リスクの周知強化

災害に対する安全性の向上を図るため、居住誘導区域への立地誘導を契機に、災害に関する情報提供の充実や、町民、事業者などの災害リスクに対する意識の高揚につながる活動について検討します。

●公共交通の事業者への運営支援

公共交通の利便性の維持・向上を図るため、関係事業者と連携しながら、運行のための支援について検討します。

●高齢者同士や子どもたちとの交流促進

高齢者がいきいきと自立して暮らせる環境の実現を目指して、スポーツ大会や語り場づくりなど様々な交流事業を進めます。

●公共交通による鉄道駅アクセス等の利便性向上

東郷セントラル地区の整備状況に合わせ、公共交通の利便性の向上を図るため、鉄道駅と東郷セントラル地区を結ぶ新たな幹線バスの導入について検討を進めます。

(3) 環境都市の構築に関する施策

●公共交通サービスの機能強化

車に過度に頼らない環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、関係事業者と連携しながら、公共交通の利用促進となるような公共交通サービスの機能強化について検討を進めます。

●環境に配慮した住環境の整備

住宅の緑化の推進など、緑化への意識の高揚を推進し、環境に配慮した良好な住環境の整備を進めるような取組について検討します。